

広島県告示第八百六十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和八年八月三日

広島県知事 横 田 美 香

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
皆賀一丁目三百六十七地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

群市・区					町	大字	字	地番	標柱番号
広島市佐伯区					皆賀一丁目				
								八三番一	標柱一号及び七号
								七二番	標柱二号及び三号
								七八番三	標柱四号
								三番六五	標柱五号
								一五八番七	標柱六号